

# いなべ市指定給水装置工事事業者 チェックシート①

## ◎新規で指定を受けるとき

指定給水装置工事事業者の指定を受けたい場合は、下記の必要書類を提出してください。

	提出書類	法人	個人
様式第1	指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○
別表	機械器具調書 ※写真は不要	○	○
様式第2	誓約書	○	○
参考様式	事業所又は店舗の平面図、付近見取図	○	○
様式第3	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○
添付書類	定款の写し ※文末に原本証明、作成日、代表者㊟	○	
	履歴事項全部証明書（法務局発行／発行から3か月以内のもの）	○	
	住民票の写し（市町発行／個人番号のないもの、発行から3か月以内のもの） ※事務所又は店舗の所在地が住民票の住所と違う場合は、更にその所在地が確認できるもの（例）登記事項証明書や賃借契約書の写しなど		○
	事務所又は店舗の室内と外観が分かる写真	○	○
	給水装置主任技術者免状の写し 又は 給水装置工事主任技術者証の写し	○	○
	給水装置工事主任技術者が従業員であることが分かるもの （例）健康保険証の写し（番号は塗りつぶしてください）や源泉徴収票の写しなど ※代表者の場合は、不要です	○	○

## ◎指定の更新をするとき

指定給水装置工事事業者の指定の更新をする場合は、下記の必要書類を提出してください。

	提出書類	法人	個人
様式第1	指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○
別表	機械器具調書 ※写真は不要	○	○
様式第2	誓約書	○	○
	指定給水装置工事事業者指定申請時確認事項報告書	○	○
添付書類	定款の写し ※文末に原本証明、作成日、代表者㊟	○	
	履歴事項全部証明書（法務局発行／発行から3か月以内のもの）	○	
	住民票の写し（市町発行／個人番号のないもの、発行から3か月以内のもの） ※事務所又は店舗の所在地が住民票の住所と違う場合は、更にその所在地が確認できるもの（例）登記事項証明書や賃借契約書の写しなど		○

# いなべ市指定給水装置工事事業者 チェックシート②

## ◎指定事項に変更があったとき

指定事項に変更があった場合は、下記の必要書類を変更のあった日から30日以内に提出してください。

届出の種類		指定事項 変更届出書 (様式第10)	定款の写し (※1)	履歴事項 全部証明書 (※2)	住民票の写し (※3、4)	誓約書 (様式第2)	事務所又は 店舗の平面図 付近見取図と 内外部の写真	指定給水装置 工事事業者証
組織の変更(※5)	法人	○	○	○				○
	個人→法人	廃止して新規指定を受けてください。						
事業所名称の変更	法人	○	○	○				○
	個人	○			○			○
事業所所在地の変更	法人	○	○	○			○	○
	個人	○			○		○	○
代表者の変更	法人	○	○	○		○		○
	個人	廃止して新規指定を受けてください。						
役員の変更	選任	○		○		○		
	解任	○						

※1 文末に原本証明、作成日、代表者◎

※2 法務局発行／発行から3か月以内のもの

※3 市町村発行／個人番号のないもの、発行から3か月以内のもの

※4 事務所又は店舗の所在地が住民票の住所と違う場合は、住民票の替わりにその所在地が確認できるもの

※5 詳細は下記の「組織変更又は合併のときの届出等」を参照

## ◎給水装置工事主任技術者を選任又は解任したとき

「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)」を14日以内に提出してください。

選任したときは、更に「給水装置工事主任技術者免状の写し」と(代表者以外は)主任技術者が従業員であることが分かるものを添付してください。(例)健康保険証の写し(番号は塗りつぶしてください)や源泉徴収票など

## ◎給水装置工事事業を廃止・休止したとき

「指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書」を廃止・休止の日から30日以内に提出し、「指定給水装置工事事業者証」を返却してください。

## ◎給水装置工事事業を再開するとき

「指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書」を再開の日から10日以内に提出してください。

## ◎指定給水装置工事事業者証を再発行するとき

「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」を提出し、本人確認書類を提示してください。

## ◎組織変更又は合併のときの届出等

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人 ⇒ 法人 (法人 ⇒ 個人も同様の扱いです)	廃止・新規指定申請	
	相続 (代表者変更)	相続人が事業を継続したいとき	廃止・新規指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 ⇒ 株式会社 合資会社	廃止・新規指定申請	
		有限会社 ⇒ 株式会社	指定事項変更届出書	
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更	指定事項変更届出書	
	合併	指定事業者Aと指定事業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届出書 Bは廃止届
			新会社Cを設立(新設合併)	Cが新規指定申請 A、Bともに廃止届
		会社Aと指定事業者Bが合併	Aが指定事業者Bを吸収合併	Aが新規指定申請 Bは廃止届
		新会社Cを設立(新設合併)	Cが新規指定申請 Bは廃止届	

※ 合併による新会社設立は、新規指定申請とします。

※ この表は一例を示したものです。